

仕様書

1 業務の名称

第4期大津市保健医療基本計画に関する市民意識調査業務

2 業務の目的

本業務は、保健医療について市民の意識・実態を調査し、当該調査結果を令和7年3月に策定した第4期大津市保健医療基本計画の中間評価の資料とすることを目的とする。

3 調査要領

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 調査対象者 | 市内在住の男女3,500人 (住民基本台帳から無作為抽出) |
| (2) 質問項目 | 約40項目 |
| (3) 調査方法 | 郵送及びWEB |
| (4) 調査時期 | 令和8年11月下旬頃発送予定(発送から2～3週間程度で回収すること) |

4 業務の内容

(1) 調査依頼文及び調査票の印刷

- ・調査依頼の文書は発注者が作成し、受注者へ電子データで提供する。
- ・調査依頼文(A4版両面2ページ程度、白黒印刷)、調査票(A4版両面8ページ程度、白黒印刷)のレイアウトは受注者が作成する。
- ・受注者は、調査依頼文と調査票を作成し、発注者の校正を受ける。校正は原則2回とする。
- ・調査票は平綴じし、ホチキスの綴じ位置は縦向き左2箇所とする。

(2) 封筒の作成、印刷

- ・発送用封筒は角形2号、茶クラフトとする。
- ・返信用封筒は長形3号、茶クラフトとする。
- ・受注者は、発送用封筒及び返信用封筒を作成し、発注者の校正を受ける。校正は原則2回とする。
- ・調査対象者の抽出は発注者が行う。
- ・受注者は、発注者が抽出した調査対象者の宛名ラベルを作成する。ラベル1枚のサイズは横74.25mm×縦42mmとする。
- ・受注者は、宛名ラベルを発送用封筒に貼付ける。

- ・ 発送用封筒の差出人は発注者、返信用封筒の返信先は受注者とする。

(3) 封入、封緘、発送及び回収

- ・ 受注者は発送用封筒に調査依頼文、調査票、返信用封筒を封入、封緘し発送する。
- ・ 他部署が実施している意識調査の実績等を参考に、想定する回収率は40%程度とする。回収率が増減した場合、委託料の変更は行わない。
- ・ 二次元バーコードを用いたWEBからの回答方式を併用するため、調査に使用するシステム構築は受託者により手配する。
- ・ 発送及び回収に要する通信運搬費は受注者の負担とする。

※ (1)、(2)、(3)における発注者と受注者の業務項目・費用負担項目

| 業務項目・費用負担項目 | 発注者 | 受注者 |
|-------------------------------------|-----|-----|
| 1. 調査依頼の文書、調査票の質問項目の作成 | ○ | — |
| 2. 調査依頼文及び調査票のレイアウトの作成、WEB回答のシステム構築 | — | ○ |
| 3. 調査依頼文、調査票の印刷（紙代を含む。） | — | ○ |
| 4. 発送用封筒、返信用封筒の作成、印刷（紙代を含む。） | — | ○ |
| 5. 調査対象者の抽出 | ○ | — |
| 6. 宛名ラベルの印刷（紙代を含む。） | — | ○ |
| 7. 宛名ラベルの封筒への貼付 | — | ○ |
| 8. 料金受取人払いに要する手続 | — | ○ |
| 9. 封入、封緘作業 | — | ○ |
| 10. 発送、回収作業 | — | ○ |

(4) 調査結果の集計

- ・ 回収した調査票について、データの入力、単純集計、属性及び設問間のクロス集計を行うこと。なお、入力を終えた調査票は、成果物とともに、受注者に納品すること。
- ・ クロス集計の項目は発注者と協議の上、決定する。

(5) 報告書の作成

- ・ 報告書は電子データで作成する。
- ・ 報告書は、集計結果をグラフ、表を用いてコメントを作成するとともに、集計結果を踏まえた考察と課題をまとめること。

5 成果物

電子データ（CD-ROM 2部）

- ・ 報告書（Excel 形式）
- ・ 単純集計、クロス集計結果等のデータ一式（Word 及び PDF 形式）

なお、成果物に関する著作権は市に帰属し、受託者は市の承諾なく使用することはできないものとする。

6 成果物の納期

令和9年3月26日

7 その他

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たり、着手届、完了届等その他発注者が指示する各種届出を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後7日以内に業務工程表を発注者に提出し、業務の進捗について発注者に適時報告を行い、適正な工程管理に努めなければならない。
- (3) 必要な資料については、受注者が収集作業を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議し、発注者の指示を受けるものとする。
- (5) 受注者は、業務を円滑に遂行するため、市と連絡を密に取り、必要に応じて協議を行い、助言、提案及び支援を積極的に行うこと。